



平成 30 年 3 月 6 日

各 位

上場会社名 昭和電工株式会社
コード番号 4004 東証第1部
代表者 代表取締役社長 森川 宏平
問合せ先 総務・人事部 広報室長 井口 透
TEL (03) 5470 - 3235

海外募集による自己株式の処分に関するお知らせ

昭和電工株式会社（社長：森川 宏平）（以下「当社」といいます。）は、平成 30 年 3 月 6 日開催の当社取締役会において、海外募集による自己株式の処分（以下「本海外募集」といいます。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本海外募集の背景と目的

当社グループは、中期経営計画『Project 2020+』において、収益性と安定性を高いレベルで持続的に維持する個性派事業をグローバル市場で展開する戦略に取り組んでいます。

個性派事業の確立として、黒鉛電極事業では、生産能力・品質・コストの全ての面で世界のリーディング企業のポジションを実現すべく、2017 年 10 月に SGL GE Holding GmbH（以下、「SGL GE 社」といいます。）の全株式を取得し、完全子会社化しました。今後は、本件買収に伴う借入金の返済による財務体質の改善を進めると共に、最適なグローバル・サプライチェーンを構築してまいります。さらには、事業統合によるシナジー効果発現のため、生産設備・技術の面で両社のベストプラクティス導入や技術融合による品質優位性とブランド力の確立等を図ることで、コスト競争力と品質を高め、ビジネス環境の変化に左右されない安定した利益・キャッシュフローを創出できる黒鉛電極事業の実現（安定的に営業利益率 10%以上）を目指してまいります。

また、当社がグループの成長エンジンとして位置付ける成長加速事業や優位確立事業の領域では、市場の成長が加速しており、個性派事業の拡大に向けさらなる取り組みが求められています。特に自動車の電装化・軽量化・小型化や IoT やビッグデータ活用の本格化に伴い、これらの市場では著しい成長が期待されますが、当社ではこれらの市場に関係する事業に焦点を当て、積極的な戦略投資を実行してまいります。

具体的には、成長加速事業と位置づける電子材料用高純度ガスでは高付加価値の新規ガスの開

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

発・市場投入、設備投資、他社との提携などの施策を実施し、アルミ缶ではベトナムをはじめとする東南アジア市場において生産能力の増強を実施し、事業規模の急速な拡大を実現してまいります。また、優位確立事業と位置づけるリチウムイオン電池材料では事業基盤の強化を実施し、パワー半導体 SiC では高品質グレード生産能力の再増強を実施し、将来の大きな市場成長に対し競争優位なビジネスモデルを確立してまいります。

当社グループは、これらの事業戦略を推進すると共に、財務体質の改善にも取り組んでまいります。今般、当社グループの資金調達の観点から検討を行った結果、自己株式の処分により、今後の設備投資等に必要な資金を調達することといたしました。

なお、募集方式に関しては、マーケティング期間が長期化することによる株価変動リスクを低減すべく、マーケティング期間が短くなる海外募集を選択いたしました。本海外募集による資金調達を行うことにより、個性派事業の確立・強化、並びに事業ポートフォリオの改善と海外売上比率の拡大を図るべく、個々の事業戦略を推進するとともに、財務体質の更なる強化を図ってまいります。

2. 海外募集による自己株式の処分

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 6,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成 30 年 3 月 6 日（火）から平成 30 年 3 月 8 日（木）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」といいます。）に決定します。
- (3) 募集方法 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）における募集とし、Mizuho International plc を単独ブックランナー兼単独主幹事会社とする引受団（以下「引受人」といいます。）に全株式を総額個別買取引受けさせます。
なお、処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、処分価格等決定日に決定します。
- (4) 引受人の対価 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とします。
- (5) 払込期日 平成 30 年 3 月 22 日（木）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 払込金額及び処分価格（募集価格）その他本海外募集による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任します。

<ご参考>

1. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	7,188,249株	(平成30年2月28日時点)
処分株式数	6,000,000株	
処分後の自己株式数	1,188,249株	

(注) 株式給付信託 (BBT) が所有する当社普通株式290,900株を上記の自己株式数に含めて記載しております。

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本海外募集による手取概算額合計約253億円については、①SGL GE社買収に伴う借入金の返済及び統合によるシナジー効果発現のための各種投資にかかる資金として2018年12月末までに約153億円を、②電子材料用高純度ガスにおける国内外での生産能力増強にかかる設備投資資金として2019年12月末までに約50億円を、③アルミ缶におけるベトナム・タイ拠点の生産能力増強にかかる設備投資資金として2018年12月末までに約20億円を、④リチウムイオン電池材料の事業基盤強化及びパワー半導体用SiCエピウェハーの生産能力増強にかかる設備投資資金として2019年12月末までに約30億円を、各々充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集による平成30年12月期通期業績予想の変更はありません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当の実施を株主各位に対する重要な責務と考えており、配当につきましては、各事業年度の収益状況及び今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めています。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、利益の持続的拡大につながる設備投資や研究開発投資及び財務体質の改善に充当してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり連結当期純利益	6.45円	86.27円	234.84円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	3.00円 (—)	— (—)	50.00円 (—)
実績連結配当性向	468.8%	—	34.1%
自己資本連結当期純利益率	0.3%	4.1%	10.4%
連結純資産配当率	1.4%	—	3.5%

- (注) 1. 当社は、平成28年7月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。1株当たり連結当期純利益については、平成27年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。平成27年12月期の1株当たり年間配当金については、当該株式併合前の実績の金額を記載しております。
2. 平成28年12月期及び平成29年12月期の連結当期純利益の算定上の基礎となる当社普通株式の期中平均株式については、株式給付信託(BBT)が所有する当社普通株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益金額で除した数値です。なお、平成29年12月期の実績連結配当性向については、平成29年6月に開催した臨時株主総会の決議に基づき平成29年5月11日現在の株主に対し実施した1株当たり30円の配当金を1株当たり年間配当金に含めて計算しております。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期純利益)を自己資本(連結純資産合計額から少数株主持分(又は非支配株主持分)を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、平成29年12月期の連結純資産配当率については、平成29年6月に開催した臨時株主総会の決議に基づき平成29年5月11日現在の株主に対し実施した1株当たり30円の配当金を1株当たり年間配当金に含めて計算しております。
6. 平成28年12月期に関しては、無配のため、実績連結配当性向及び連結純資産配当率は記載しておりません。
7. 平成29年12月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。1株当たり期末配当金については、平成30年3月開催予定の株主総会の決議をもって決定される予定です。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価の状況

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
始 値	148 円	141 円	1,691 円	4,940 円
高 値	184 円	144 円 (1,761 円)	4,975 円	5,480 円
安 値	126 円	98 円 (903 円)	1,684 円	4,350 円
終 値	142 円	1,674 円	4,815 円	4,695 円
株価収益率	221.9 倍	19.4 倍	20.5 倍	—

(注) 1. 平成28年3月30日開催の第107回定時株主総会の決議に基づき、平成28年7月1日を効力発生日として当社普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。平成28年12月期の株価については、株式併合前の高値・安値を記載し、株式併合後の高値・安値は()にて記載しております。

2. 平成30年12月期の株価については平成30年3月5日現在で記載しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。また、平成30年12月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社は、引受人との間で、処分価格等決定日に始まり、本海外募集に係る払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、引受人の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社普通株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等及びこれに類する一定の行為(但し、本海外募集、単元未満株主の株式売渡請求権の行使による自己株式の交付、株式給付信託(BBT)に基づく当社普通株式の交付又は株式分割等を除きます。)を行わない旨合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。